

堺市公報 第109号	令和2年2月21日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の廃止について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】..... 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の廃止について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】..... 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
 - 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】..... 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 - 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】..... 5

<公告>

- 農用地利用集積計画
 - 【産業振興局農政部農地課】..... 6
- 都市計画法に基づく工事の完了について
 - 【建築都市局開発調整部宅地安全課】..... 19
- 都市計画法に基づく工事の完了について
 - 【建築都市局開発調整部宅地安全課】..... 19

<上下水道局告示>

- 地方公営企業法に基づく公金の徴収又は収納の委託について
 - 【上下水道局サービス推進部事業サービス課】..... 20

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
 - 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】..... 20

<教育委員会規則>

- 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部を改正する等の規則

【教育委員会事務局総務部総務課】.....	21
○堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】.....	22
○堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】.....	23
○堺市学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】.....	24
○堺市教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】.....	27
○堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】.....	29

告 示

堺市告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和2年2月21日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776102523
事業所名称	ふくしんビジットケア
事業所所在地	堺市中区深井清水町3535番地
指定の申請者	一般社団法人福進会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井清水町3535番地

代表者名	南 光誉司
廃止年月日	平成31年4月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776103349
事業所名称	訪問サービスかすみそう
事業所所在地	堺市中区八田北町842番地9
指定の申請者	合同会社和枝
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区晴美台二丁40番13-2号
代表者名	条谷 千亜紀
廃止年月日	令和元年9月2日
サービスの種類	訪問介護

堺市告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年2月21日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776501617
事業所名称	アムールサポートセンター
事業所所在地	堺市北区新金岡町五丁3-125 辻野ビル203号
指定の申請者	合同会社アムール

主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区南野田117番地
代表者名	福田 洋介
廃止年月日	令和元年8月31日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776501997
事業所名称	地域ケアステーション八千代
事業所所在地	堺市北区百舌鳥本町一丁6番地1 H. Iビル2階
指定の申請者	有限会社オフィスエイド
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥赤畠町一丁28番地6
代表者名	梶原 信子
廃止年月日	令和元年8月31日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年2月21日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 たわわ	居宅介護	たわわ訪問介護サービス	大阪府堺市中区八田寺町83番地	令和2年2月1日

株式会社 たわわ	重度訪問介護	たわわ訪問介護サービス	大阪府堺市中区八田寺町83番地	令和2年2月1日
株式会社 メディプラス	居宅介護	メディプラス訪問介護センター	大阪府堺市西区浜寺諏訪森町中二丁186番地1	令和2年2月1日
株式会社 メディプラス	重度訪問介護	メディプラス訪問介護センター	大阪府堺市西区浜寺諏訪森町中二丁186番地1	令和2年2月1日
株式会社 イグザルト	就労移行支援(一般型)	ディーキャリア堺オフィス	大阪府堺市堺区市之町西三丁1番43号サンビル堺駅前401号	令和2年2月1日
株式会社 藤ウイングス	共同生活援助	グループホームウイングス	大阪府堺市東区白鷺町一丁23番2号	令和2年2月1日
社会福祉法人 障友会	共同生活援助	グループホームしゅくらん	大阪府堺市西区草部783番地2	令和2年2月1日

堺市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年2月21日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
東輝 株式会社	同行援護	東輝訪問サービス槇塚台	大阪府堺市南区槇塚台二丁18番10号	令和2年1月31日

公 告

堺市公告第101号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

堺市長 永 藤 英 機

令和元年度 第11号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年2月6日

堺市

利用権設定各筆明細		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(借り手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃料(円)	借賃料の支払い方法
堺市南区三原台3丁5番30号	杉 久則	中区田園	867-1	田	674	大阪府富田林市津々山台1丁目 1番6-213号	嶋 康弘	使用貸借による 権利(解除条件付き)	婦として 利用	令和2年3月1日	令和5年2月28日	-	-
堺市東区野尻町35番地 ウエストコート304号	岡村 まゆみ	南区別所	1549-64	畠	1,818d'うち 1,117.08	堺市南区別所1090番地	北本 博	使用貸借による 権利(解除条件付き)	烟として 利用	令和2年3月1日	令和5年2月28日	-	-
大阪府和泉市国分町 1019番地の2	田口 榮男	西区山田4丁	1505	田	1,761	堺市西区菱木4丁2739番地	柄木 航大	田として 利用	田として 利用	令和2年3月1日	令和5年2月28日	17,000	毎年末までに 貸し人指定口座 に振り込み
大阪府和泉市国分町 1019番地の2	田口 榮男	西区菱木3丁	1988-1	田	2,916	堺市西区菱木4丁2739番地	柄木 修治	田として 利用	田として 利用	令和2年3月1日	令和5年2月28日	17,000	毎年末までに 貸し人指定口座 に振り込み
堺市東区大六217番地1 シャーメン幸B棟102号	藤岡 健吾	美原区阿弥	148-1	田	1,993	堺市北区金剛町2223番地	藤岡 進	使用貸借による 権利(解除条件付き)	烟として 利用	令和2年3月1日	令和5年2月28日	-	-
堺市南区富磯176番地1号	北瓦 芳孝	南区豊田	627	田	1,120	堺市南区豊田764番地3	大上 泰次	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年3月1日	令和5年2月28日	-	-
		南区豊田	693	田	1,302								
		南区富磯	3450	田	1,097								
		南区富磯	3580	田	430								
		南区富磯	3581	田	175	堺市中区田園558番地							
		南区富磯	3582	田	540								
		南区富磯	3583	田	480								
		南区富磯	3584	田	209								
堺市南区富磯176番地1号	北瓦 芳孝						西野 誠一	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年3月1日	令和5年2月28日	-	-
堺市東区野尻町275番地45	高瀬 貞俊	北区野瀬町	441	田	1,054	堺市北区野瀬町276番地 大阪市阿倍野区阪南町5丁目 20番6-1003号 北海道標準郡中標準東1条南 8丁目3番地4 ファミールオーナーC	西野 真弓 前田 寛子 西野 将司	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年3月1日	令和5年2月28日	-	-

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方
堺市北区金剛町2164番地1	芝尾 栄典	東区石原町4丁	380	田	340	堺市東区石原町4丁97番地	田中 美代子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年5月1日	令和5年4月30日	-	-
堺市美原区箕福寺322番地	本並 昌幸	美原区菅生	960-1	田	909	堺市美原区北余部174番地	山田 福子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年5月1日	令和5年4月30日	-	-
堺市中区新家町679番地11	納 健二郎	美原区阿弥	165-1	田	1,021	堺市美原区阿弥291番地	松永 美保	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和2年5月1日	令和5年4月30日	-	-
堺市中区深阪6丁16番3号	桶川 重廣	中区田園	361	田	1,080								
		中区田園	362-1	田	620	堺市中区田園554番地	上西 一敬	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年5月1日	令和5年4月30日	-	-
		中区田園	372	田	532								
		中区田園	373	田	618								
		東区八下町3丁	16	田	1,114	堺市東区八下町3丁24番地	以倉 覚	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和2年5月1日	令和5年4月30日	-	-
堺市東区野尻町275番地45	高瀬 貞後	西区太平寺	201	田	452	大阪府泉南市樽井4丁目11番 10号	辻 直子						
堺市中区深阪6丁16番3号	桶川 重廣	西区太平寺	202	田	542	大阪府泉南市樽井4丁目11番 10号	辻 寿久	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年5月1日	令和5年4月30日	-	-
		西区太平寺	204	田	1,193	堺市西区太平寺585番地	木寺 和子						

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方 法
大阪市中央区南本町2丁目 1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社 (転借人)	西区太平寺	301	田	604	南区大庭寺1003番地2 1番8号	坂下 勉	使用貸借による 権利	烟として 利用	令和2年3月1日 令和2年3月1日	令和12年2月28日 令和5年3月1日	-	-
大阪市中央区毛穴町218番地1 シヤーメンソングの宮103号 1番8号	西野 隆明	西区太平寺	310-1	田	1,020	大阪市中央区南本町2丁目 1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社 (転借人)	辻林 定次	使用貸借による 権利	令和2年3月1日 令和2年3月1日	令和5年3月1日 令和7年5月28日	-	-
大阪市中央区南本町2丁目 1番8号	西野 隆明	西区太平寺	310-1	田	1,020	西区菱木4丁278番地2 1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社 (転借人)	辻林 定次	使用貸借による 権利	令和2年3月1日 令和2年3月1日	令和5年3月1日 令和7年5月28日	-	-

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付
(法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

（2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

（3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

（4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

（8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、貸借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき貸借料の総額と、すでに支払った貸借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講すべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借**2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業

2 共通事項（機構→転借人）

この当該農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
水利費	地権者が負担	

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原

状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
水利費	地権者が負担	

~~~~~

堺市公告第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区菅生873番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市東区日置荘西町八丁1番1号

社会福祉法人こころの窓

理事長 田中 研吾

~~~~~

堺市公告第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市堺区浅香山町三丁37番1、37番2及び73番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区西本町一丁目4番1号

サンヨーホームズ株式会社

代表取締役 松本 文雄

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の徴収及び収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月21日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 委託する公金の種類

水道料金、下水道使用料、環境整備資金貸付基金償還金及び下水道事業受益者負担金

2 委託する業務

滞納者に対する納入の督促及び収納等

3 委託する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 受託者の名称、住所及び代表者の職氏名

弁護士法人子浩法律事務所

東京都新宿区大久保二丁目7番17号 晴和ビル2階

代表弁護士 小林 浩平

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第43号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、
堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指定番号	第55号
廃止年月日	令和2年2月5日
事業者の名称	初芝設備株式会社
事業者の住所	堺市東区日置荘北町3丁6番10号
代表者の職氏名	代表取締役 中野 真琴
事業所の名称	初芝設備株式会社
事業所の所在地	堺市東区日置荘北町3丁6番10号

教育委員会規則

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部を改正する等の規則を公布する。

令和2年2月21日

堺市教育委員会
教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第4号

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部を改正する等の規則

(堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正)

第1条 堀市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務部の分掌事務を定める部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 教育長に対する事務委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

（堺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

第3条 堺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成17年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第12号までを3号ずつ繰り上げる。

（堺市文化財保護条例施行規則及び堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則の廃止）

第4条 堺市文化財保護条例施行規則（平成3年教育委員会規則第6号）及び堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則（平成30年教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月21日

堺市教育委員会

教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第5号

#### 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び臨時的に任用された職員」を削る。

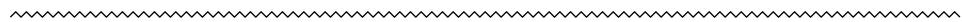
第9条第5項中「再任用短時間勤務職員等」の次に「の運賃等相当月額」を加え、「及び前項」及び「及び第3項」を削る。

第10条第3項中「前条第4項」の次に「（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第12条第1項第2号中「第2条第1項第2号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月21日

堺市教育委員会

教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第6号

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の次に「、別に定めがあるものを除くほか」を加える。

別表を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## ア 再任用職員以外の職員に係る職務段階別加算割合表

| 給料表                               | 職員                            | 加算割合                                |
|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 行政職給料表                            | 職務の級が6級の職員                    | 100分の15                             |
|                                   | 職務の級が5級及び4級の職員                | 100分の10                             |
|                                   | 職務の級が3級の職員                    | 100分の5                              |
| 高等学校等教育職給料表及び小学校等教育職給料表           | 職務の級が5級の職員                    | 100分の15（教育委員会が別に指定する者にあっては、100分の20） |
|                                   | 職務の級が4級の職員                    | 100分の10（教育委員会が別に指定する者にあっては、100分の15） |
|                                   | 職務の級が3級の職員                    | 100分の10                             |
|                                   | 職務の級が2級の職員（教育委員会が別に指定する者に限る。） | 100分の5（教育委員会が別に指定する者にあっては、100分の10）  |
| 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号） | 5号給以上の給料月額を受ける職員              | 100分の20                             |
|                                   | 4号給及び3号給の給料月額を受ける職員           | 100分の15                             |
|                                   | 2号給及び1号給の給料月額を受ける職員           | 100分の10                             |

## イ 再任用職員に係る職務段階別加算割合表

| 給料表                     | 職員             | 加算割合    |
|-------------------------|----------------|---------|
| 再任用職員給料表                | 職務の級が2級の職員     | 100分の5  |
| 高等学校等教育職給料表及び小学校等教育職給料表 | 職務の級が5級の職員     | 100分の20 |
|                         | 職務の級が4級の職員     | 100分の15 |
| 職務の級が3級及び2級の職員          | 職務の級が3級及び2級の職員 | 100分の10 |

~~~~~

堺市学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月21日

堺市教育委員会

教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第7号

堺市学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

堺市学校職員安全衛生管理規則（平成19年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる者」を「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員」に改め、同条各号を削る。

第8条第6号中「整理」の次に「及び職務上の記録の整備等」を加える。

第11条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施に
関すること。

第12条第1項第3号中「評価」を「維持管理」に改める。

第17条中「を対象として」を「に対して」に改める。

第18条第1項第2号を次のように改める。

(2) 結核健康診断

第18条第2項中「対象職員、項目、時期、方法等」を「実施に関して必要な事項」に改
める。

第19条第1項中「職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公
法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム
会計年度任用職員」という。）を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）」を
加え、「結核健診」を「結核健康診断」に改め、同条第2項中「受けなかつた者」を「受
けなかつた職員」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 衛生管理責任者は、定期健康診断等の実施に際し、所属職員の受診について配慮しな
ければならない。

第20条中「総括安全衛生管理者は」の次に「、職員のうち」を加え、「同じ」を「同
じ。」に改める。

第26条第1項及び第2項を次のように改める。

総括安全衛生管理者は、新たに職員として採用しようとする者（当該任用期間が1年
未満であるもの及び1週間の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員と比較
して4分の3未満であるものを除く。）に対し、安全衛生規則第43条に規定する雇入時
の健康診断（以下この条において単に「雇入時の健康診断」という。）を実施する。

2 総括安全衛生管理者は、新たに職員として採用しようとする者のうち雇入時の健康診
断の対象者以外のものに対し、総括安全衛生管理者が定めるところにより、健康診断
(次項において「任用時の健康診断」という。)を実施する。

第26条第3項本文中「対象者の」を削り、「雇入時」の次に「の健康診断」を加え、同

項第1号中「新たに職員として採用しようとする者」を「雇入時の健康診断」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 任用時の健康診断 6月

第29条第1項本文中「所属の」を削り、「された職員」の次に「及び地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（1週間の勤務日の日数が3日未満である者及び1週間の勤務日の日数が3日以上である者のうち当該年度において6月を超えて継続して勤務していないものに限る。）」を加える。

別表第2の備考を次のように改める。

備考

この表の規定にかかわらず、結核性疾患以外の傷病に係る休職命令の発令期間は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条又は第5条の規定に基づき採用された職員及び地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては1年を限度とする。

様式第1号中

「

診察所見	(できるだけ詳しく記入してください。別紙を添付しても構いません。)
------	-----------------------------------

」
を

「

診察所見	(できるだけ詳しく記入してください。別紙を添付しても構いません。)
前回の審査結果	

」
に、

「

ア 要医療()か月 (a 入院 b 自宅)	を	ア 要医療(年 月 日)まで (a 入院 b 外来)
イ 要観察()か月		イ 要観察()か月

」
に改める。

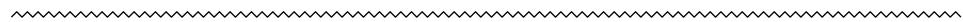
様式第3号中「_____⑩」を「_____」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(施行前の準備行為)
- 2 この規則による改正後の堺市学校職員安全衛生管理規則第26条の規定による雇入時等

の健康診断の実施に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。



堺市教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月21日

堺市教育委員会

教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第8号

堺市教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時の任用された者を除く。」を削る。

第2条第1号中「いう。」の次に「及び次号から第4号までに掲げる者」を加え、同条中第5号を第8号とし、第2号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 臨時の任用職員 教職員のうち、臨時の任用された職員
- (3) 代替任期付職員 教職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員及び地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 会計年度任用職員 教職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

第3条を次のように改める。

（人事評価を実施しない教職員）

第3条 次に掲げる教職員については、評価期間における人事評価を実施しないものとする。

- (1) 評価期間において勤務した期間が4月に満たない一般教職員及び管理職員
- (2) 評価期間において勤務した期間が6月に満たない臨時の任用職員、代替任期付職員及び会計年度任用職員（以下「臨時の任用職員等」という。）
- (3) 評価期間において勤務した期間が6月以上の臨時の任用職員等のうち、教育委員会が別に定める者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がやむを得ないと認める教職員

第4条に次のただし書を加える。

ただし、臨時の任用職員等の評価期間は、教育委員会が別に定める。

第7条に次の2項を加える。

3 臨時の任用職員等にあっては、第1項の規定にかかわらず、教育委員会があらかじめ設定した職務目標について自己評価を行わなければならない。

4 第2項の規定は、臨時の任用職員等について準用する。この場合において、「前項の規定により職務目標等を設定し、又は自己評価を行ったとき」とあるのは「第3項の規定により自己評価を行ったとき」と読み替えるものとする。

第8条第1項中「1次評価者（次項に規定する1次評価者を除く。）」を「一般教職員の1次評価者」に改める。

第9条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 被評価者が臨時の任用職員等の場合にあっては、前3項の規定にかかわらず、最終評価者は、被評価者の職務目標の進捗状況を確認し、必要があると認めるときは、当該被評価者に指導又は助言を行わなければならない。

第12条第1項中「基づき、」の次に「被評価者（臨時の任用職員等を除く。次項及び第3項について同じ。）」を加え、同条第2項及び第3項中「基づき、」の次に「被評価者の」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 被評価者が臨時の任用職員等の場合にあっては、評価者は、評価要素ごとに評定した能力評価の評語及び職務目標ごとに評定した業績評価の評語に基づき、当該被評価者の総合勤務評価の評語を決定する。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、最終評価者は、あらかじめ教育委員会に届け出たときは、臨時の任用職員等の評価結果の開示を1次評価者に行わせることができる。

第13条第2項中「前項に規定する最終評価者は、」を削り、同条第3項中「一般教職員」の次に「及び臨時の任用職員等」を加える。

第15条第2項中「総合勤務評価」を「臨時の任用職員及び会計年度任用職員以外の教職員の総合勤務評価」に改める。

別表第1第3号及び第4号の項中「一般教職員」の次に「及び臨時の任用職員等」を加える。

別表第2中「一般教職員」の次に「及び臨時の任用職員等」を加える。

別表第3中

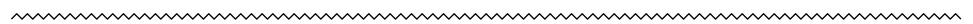
「	」
校長及び准校長	(1) 校長及び准校長
教頭（全日制の課程に関する校務を整理する者に限る。）	(2) 教頭（全日制の課程に関する校務を整理する者に限る。）
教頭（定時制の課程に関する校務を整理する者に限る。）	(3) 教頭（定時制の課程に関する校務を整理する者に限る。）
経営企画室長	(4) 経営企画室長
一般教職員（全日制の課程に関する教育等をつかさどる者に限り、事務職員を除く。）	(5) 一般教職員及び臨時の任用職員等（全日制の課程に関する教育等をつかさどる者に限り、事務職員を除く。）
一般教職員（定時制の課程に関する教育等をつかさどる者に限り、事務職員を除く。）	(6) 一般教職員及び臨時の任用職員等（定時制の課程に関する教育等をつかさどる者に限り、事務職員を除く。）
事務職員（全日制の課程に関する事務に従事する者に限る。）	(7) 事務職員及び臨時の任用職員等（全日制の課程に関する事務に従事する者に限る。）

「	」
事務職員（定時制の課程に関する事務に従事する者に限る。）	経営企画室長
」	を
「	」

(8) 事務職員及び臨時の任用職員等（定時制の課程に関する事務に従事する者に限る。）	教頭（定時制の課程に関する校務を整理する者に限る。）	に改める。
--	----------------------------	-------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月21日

堺市教育委員会
教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第9号

堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部を
改正する規則

堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 代替任期付職員 人事評価規則第2条第3号の代替任期付職員をいう。

第3条中「第2条第5号」を「第2条第8号」に改める。

第4条第1項第2号中「一般教職員」の次に「及び代替任期付職員」を加える。

第5条第1項中「管理職員」の次に「及び代替任期付職員」を加える。

第6条に次の1項を加える。

6 第1項の規定は、代替任期付職員について準用する。この場合において、「管理職員」とあるのは「代替任期付職員」と、「特定管理職員」とあるのは「特定代替任期付職員」と読み替えるものとする。

第7条第2項中「特定一般教職員」の次に「及び特定代替任期付職員（教育委員会が別に定める者を除く。）」を加え、同条第3項中「一般教職員」の次に「及び代替任期付職員」を、「特定一般教職員」の次に「及び特定代替任期付職員」を加える。

第9条第1項第4号中「第1項」の次に「及び第3項」を、「第2項」の次に「（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第2条第5号」を「第2条第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。